

# 瓦 田 区 規 約

## 第 一 章 総 則

- 第 1 条 本区は、瓦田区と称し事務所を瓦田公民館におく。
- 第 2 条 本区は、瓦田区内に居住する、住民（所帯）で構成し、班別及び組制を設ける。

## 目 的

- 第 3 条 本区は、区民の融和と福祉の増進及び生活向上を図り、市と区の連絡並びに調整に当たることを目的とする。

## 第 二 章 事 業

- 第 4 条 本区は、第3条の目的達成のため下記の事業を行う。
- 1項 公民館活動の目的達成に必要な事項
  - 2項 土木及び災害防止に関する事項
  - 3項 環境衛生の改善事項
  - 4項 区民の体育に関する事項
  - 5項 区民の文化に関する事項
  - 6項 市役所等からの伝達事項及び区民の要望等の処理

## 広 告

- 第 5 条 本区の広告は、区の掲示板に掲示するか、又は組長を通じ各戸に文書等の配布及び回覧等により周知する。

## 第 三 章 運 営

- 第 6 条 本区の目的達成のため必要な経費は区費、特別区費（企業）使用料及び市からの助成金等をもってあてる。
- 第 7 条 本区の区費の金額は総会で定める。  
但し、使用料は公民館使用規定による。

## 第 四 章 役 員 及 び 事 務 員 等

- 第 8 条 本区は、下記の役員、並びに監事、評議員、組長、体育部長、体育指導員、文化部長、文化部員及び事務員等をおく。
- 1項 役員、区長（公民館長を兼ねる）会計（副区長）公民館主事、及び班長（班の数と同数）
  - 2項 顧問 若干名
  - 3項 評議員 若干名

- 4項 組長 区の組数と同数とする
- 5項 監事 2名
- 6項 事務員等 事務員、連絡員及び管理人。
- 7項 体育指導員
  - (1) 体育部長（区長選任）
  - (2) 体育指導員は各班から1名。
- 8項 文化部員等
  - (1) 文化部長（区長選任）
  - (2) 文化部員
- 9項 役員会は、区長、会計、主事及び班長で構成する。

第 9 条 区長、会計、主事、評議員、監事及び体育部長、文化部長の任期は2年とし再任を妨げない。

第 10 条 役員等の選出

- 1項 区長、会計及び主事の選出は、選考委員会で選考し、総会で承認する。選考委員会は評議員で構成する。
- 2項 評議員及び監事は役員会で決める。
- 3項 班長及び体育指導員は、各班の組長が協議のうえ選任する。
- 4項 組長は各組で選出する。
- 5項 事務員及び管理人の採用は、区長が選び、役員会の同意を得て決定する。
- 6項 区長は若干名の顧問、相談役をおくことができる。

第 11 条 役員等の報酬及び事務員、連絡員、管理人の給料並びに退職引当金等は総会で決める。

## 第 五 章 任 務

第 12 条 役員等の任務は下記の通りとする。

- 1項 区長は、区を代表し区の業務を総括する。
- 2項 会計は、区の会計事務を行い、区長を補佐する。  
区長不在の時は、その代行をする。
- 3項 主事は、公民館活動発展向上を図るとともに、公民館長を補佐し、館長不在の時は、その代行をする。
- 4項 評議員会は区の諮問機関とする。
- 5項 班長は、当該の組を取りまとめ、区長を補佐する。
- 6項 組長は、当該の組員を取りまとめ、班長及び区長を補佐する。
- 7項 監事は会計監査をし、その結果を総会で報告する。
- 8項 体育部長及び体育指導員は、体育振興に関し主事を補佐する。
- 9項 文化部長及び文化部員は、文化の振興に関し主事を補佐する。

- 10項 事務員は区の事務を行い区民の便宜を図る。
- 11項 連絡員は区長の指示により、連絡業務を行う。
- 12項 管理人は区長の指示により、公民館の管理に当る。

#### 第六章 区民の権利と義務

- 第 13 条 区民は本区の事業運営によって生ずる利益を平等に受けることができる。
- 第 14 条 区民は総会に於いて決定した区費を毎月納入しなければならない。  
但し、特別の事情がある人に対しては区費の減額又は免除することができる。
  - 1項 家主は借家の賃貸契約の際、借家人に対し区費納入の義務あることを家主の責任において、承知せしめるものとする。

#### 第七章 会 議

- 第 15 条 会議の種別  
通常総会（代議員制）、臨時総会（代議員制）役員会、評議員会及び組長会議
- 第 16 条 総会は役員、監事、評議員及び代議員または、その委任を受けたもので構成する。
  - 1項 通常総会は毎年4月末日までに区長が招集し開催しなければならない。
  - 2項 臨時総会は区長及び役員会で必要と認めたときに開催しなければならない。
  - 3項 総会を開くときは開催日の7日前までに、会議の目的、日時、場所等を各戸に通知する。
- 第 17 条 総会は、下記の事項を議決する。  
議 案 審 議
  - 1. 予算及び決算
  - 2. 事業計画及び事業報告
  - 3. 規約の改正
  - 4. 役員を選出
  - 5. その他の事項
- 第 18 条 通常総会、臨時総会は役員、監事、評議員及び代議員またはその委任を受けた者の3分の2以上の出席がなければ成立しない。  
各議案は出席者の過半数で決める。  
但し、賛否同数のときは議長が決める。
- 第 19 条 役員会は必要に応じ区長が招集する。  
但し、役員3分の1以上の要求があれば区長はこれを招集しなければならない。
- 第 20 条 総会には書記を置き、議事録を作成する。
- 第 21 条 代議員の選出  
代議員は各組毎に、組長他1名とする。

## 第八章 事業年度

第 22 条 本区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

本規約は昭和44年4月13日より施行する

本規約は昭和47年5月21日一部改正

本規約は昭和49年4月14日一部改正

本規約は昭和53年4月23日一部改正

本規約は昭和56年4月 5日一部改正

本規約は昭和57年4月11日一部改正

本規約は昭和58年4月10日一部改正

本規約は昭和59年4月15日一部改正

本規約は昭和60年4月 3日一部改正

本規約は平成 8年4月 7日一部改正

本規約は平成19年4月 8日一部改正